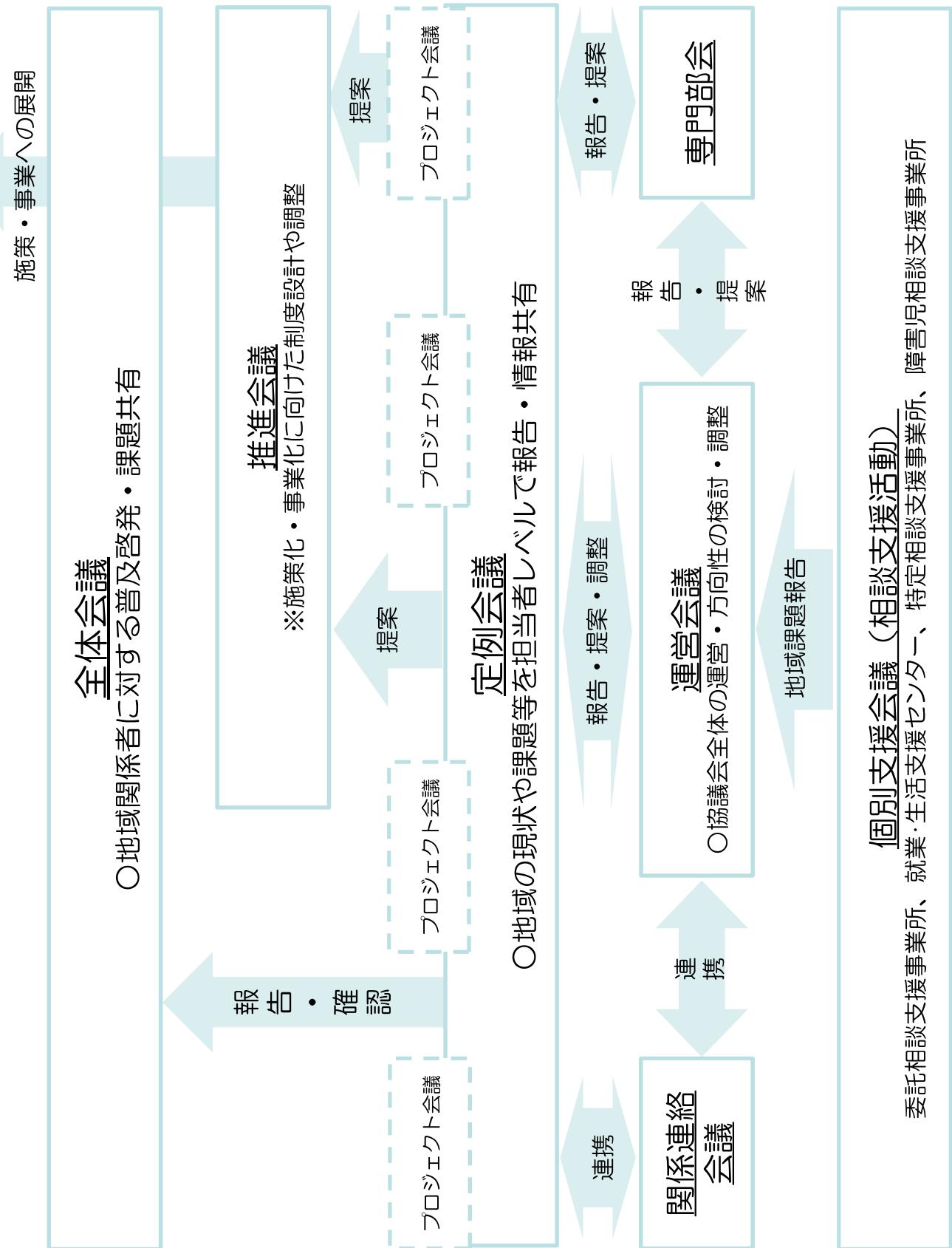


1 甲賀地域障害児・者サービス調整会議（甲賀地域自立支援協議会）構成フロー図



2 甲賀地域障害児・者サービス調整会議（甲賀地域自立支援協議会）の運営

【目的と機能】

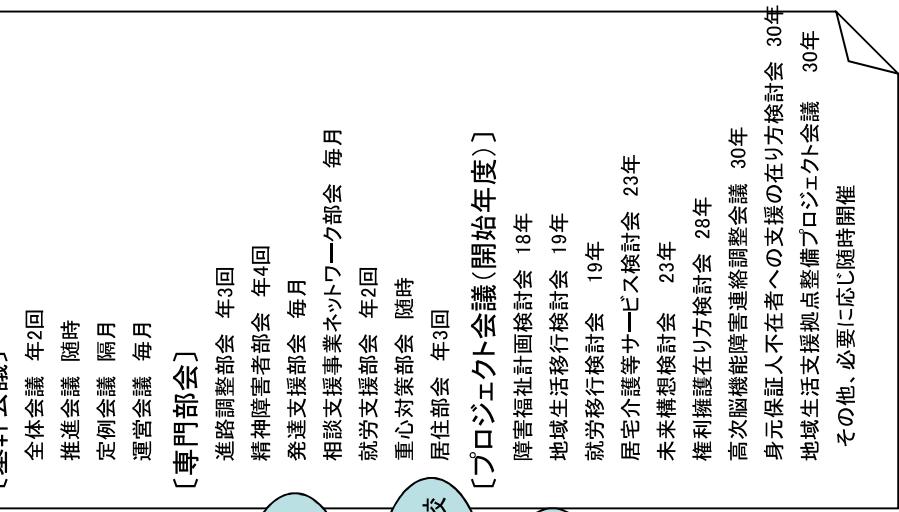
甲賀地域に居住する障害児（者）に関する福祉、就労、保健、医療等の各種サービスを総合的に調整、推進するとともに、教育との連携強化を目的とする。

- ①訪問・相談活動を通じ、障害児（者）のニーズの把握、各種サービスの充足状況及び問題点の把握を行う。
- ②複合ニーズを有するケース等についての具体的な処遇方針の策定及び関係するサービス提供機関へのサービス提供要請等を行う。
- ③甲賀地域の障害児（者）に対するサービス提供の問題点を整理し、在宅福祉サービスの供給についての調査研究を行う。

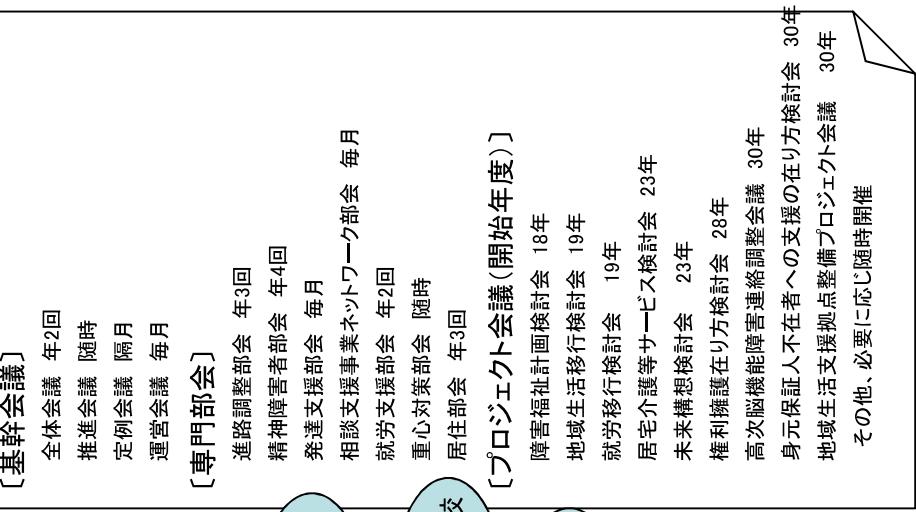
【これまでの経過】

平成 7年	発足(14団体)
	(知的分野の相談支援・評価の場)
平成 8年	24時間在宅福祉サービスの実施
平成10年	進路調整部会スタート
平成12年	身体分野参画
平成14年	精神分野参画
平成15年	精神障害者部会スタート
平成17年	特別支援教育部会スタート
平成18年	障害者自立支援協議会に伴い 地域自立支援協議会に位置づく
平成20年	ここあいパスポート作成
平成21年	二市の自立支援協議会に位置づ き、市による運営スタート
	部会は相談支援事業所が 事務局を担う
	推進会議が位置づく
	就労支援部会が位置づく
平成25年	重心対策部会がスタート
平成27年	居住支援部会がスタート
	甲賀市・湖南市障がい者基幹 相談支援センターが事務局を 担う(10月より)

地域ネットワークを構築



【運営状況】



3 甲賀地域障害児・者サービス調整会議（甲賀地域自立支援協議会）の位置づけ、各会議の性格等

⑤甲賀地域障害児・者サービス調整会議の位置づけ

- ◇調整会議は協議体であることから、事業主体になり得ず、サービスの決定権限はない。
- ◇調整会議における議論の結論に拘束力はなく、申し合わせ・報告・提言となる。
- ◇参画団体は、調整会議の結論を尊重しつつ、行動は自主的に決定する。

一具体的に協働する—
地域課題を持ち寄り、全員が自らの課題として受け止め、共に解決しよう、自分の所では何ができるのか、一歩でも前進しようというスタンスで協働していくことが必要。

位置	名称	個別調整会議 (個別ケア会議)	運営会議	定例会議	推進会議	全体会議	専門部会	プロジェクト会議	備考
性 格	個別の支権について協議する場	サービス調整会議全体の運営・方向性を検討する場	地域の現状や課題等を担当者レベルで情報共有する場	施策化・事業化に向けた制度設計や調整を行う場	サービス調整会議全体の計画、実績、方向性について報告・協議する場	特定の課題について専門性を確保しつつ議論する場	堅緊の課題に対する場	(1)進路を拓く懇談会(10月開催予定)	(2)障害者福祉を考えるつどい
機 能	○個別ケースに対する支権(個別課題解決・サービス利用調整) ○地域課題の発見・把握	○行政・地域の情報や課題を集約し、整理・分析・立案 ○協議会の事務局機能(スケジュールの調整等)を担当 ○各会議間の整理・調整 ○推進会議に向けての検討・調整	○相談支援事業者の活動報告・評価・検証 ○行政や地域からの情報提供・共有。 ○地域への情報発信・啓発 ○地域課題の共有、協同の確認・申し合わせの確認 ○各会議の進捗状況把握・確認 ○推進会議に向けての検討・調整	○各会議の検討結果を受け、事業化・施策化に向けての具体的な調整 ○制度運用、事業運営のための制度設計・実施調整 ○予算化・計画実現に向けた調整 ○法人・団体相互の情報交換・申し合わせ調整	○構成員(地域関係者)に対する普及啓発、地域課題の共有 ○協議事項や施策立案等の意思確認 ○協議会・相談支援活動の重要性の確認	○専門分野における課題解決のための継続的な調査・研究、連絡調整	○課題解決のための協議・調査 ○事業化・施策化に向けた提案		
構 成 員	支援に必要となる関係者(担当レベル・直接支援者)	相談支援事業者、県、市(補佐係長レベル)、各部会・プロジェクト会議代表者	相談支援事業者、県、市(担当者レベル)、各部会・プロジェクト会議代表者	相談支援事業者、県、市(担当者レベル)、各機関(担当者レベル)	相談支援事業者、県、市(担当者レベル)、各部会・学校(校長レベル)、各部会の部会長、プロジェクト会議代表者、相談支援事業者(所長レベル)	法人・団体の(常務)理事、行政部長、次長レベル)、各部会・関係機関、行政それぞれの代表者レベル(法人・団体等の代表権者、行政関係主管課長)	関係機関の担当者(現場レベル・地域の実践者)	関係機関の担当者(現場レベル)	
開催頻度	随時	毎月 (第2火曜日)	毎月 (第3火曜日)	偶数月 (5月、11月)	年2回 (5月、11月)	各部会で設定	随時		
事 務 局	相談支援事業者等	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター	相談支援事業者	会議に諮り決定		
会 場	随時	健康福祉事務所	健康福祉事務所	健康福祉事務所	健康福祉事務所	随時	随時		
備 考					※出席資格は本会議を通じて積極的に発信。				

4 甲賀地域障害児・者サービス調整会議（甲賀地域自立支援協議会）専門部会の概要

(甲)賀地域自立支援協議議會